

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年2月18日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件
2. GⅡグレード 0件
3. GⅢグレード 6件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	所内用圧縮空気ドレン凝縮水排水装置入口弁が開状態で固着していることを確認した。当該装置を点検・修理。	
2	2号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器(B)点検時、熱交換用伝熱管1本が閉塞していることを確認した。当該伝熱管を修理。	
3	5号機	高電導度廃液系収集タンク(C)出口ドレン配管が閉塞していることを確認した。当該配管を点検・修理。	
4	6号機	資材運搬時、タービン建屋熱交換器エリアの南側入口シャッター操作ボックスにトラック荷台を接触させ、操作ボックスの蓋を損傷させた。シャッターの開閉に影響は無し。当該蓋を修理。	
5	6号機	「タービン系放射性廃棄物処理設備取合盤伝送異常」の警報発生、即リセット(消灯)を確認した。当該警報の発生原因を調査。	
6	6号機	「放射性廃棄物処理設備(Ⅰ)系制御装置故障」の警報発生、制御伝送盤内でエラー表示を確認した。当該事象の原因調査および修理。なお、制御装置は(Ⅱ)系で制御しているため影響はなし。	